

裁判官  
認 印



## 検 証 調 書

事件の表示	平成22年(モ)第53号
期 日	平成23年2月8日 午後1時30分
場 所	茨城県取手市本郷二丁目1番1号 茨城県厚生農業協同組合連合会総合病院取手協同病院
裁 判 官	水戸地方裁判所龍ヶ崎支部 三 輪 篤 志
裁判所書記官	古 川 厚 子
出頭した当事者等	申 立 人 [REDACTED] 申 立 人 [REDACTED] 申立人ら代理人 渡 辺 博 申立人ら代理人 石 丸 信 申立人ら復代理人 大 谷 玲 奈 相手方立会人 佐 藤 長 典 (取手協同病院 専従リスクマネージャー) 相手方立会人 山 本 祐 美 子 (取手協同病院 4階南病棟看護師長)
手 続 の 要 領 等	
複写紙661枚添付	
第1 検証の目的物 別紙検証物目録記載のとおり	
第2 検証によって明らかにする事項 上記検証物目録記載の各文書等の記載・記録内容	
第3 <b>申立ての一部取下げ</b>	
申立人ら	
1 本件提示命令の <b>申立てを取り下げる。</b>	

(別紙)

## 検 証 物 目 録

亡海老原鐵夫（昭和13年2月23日生，平成22年9月12日死亡）の平成22年8月24日から同年9月12日までの診療に関して作成された下記物件

記

- 1 診療録（問診票，処方箋，処置録，診断書控えを含む。）
- 2 医師指示票・医師指示簿
- 3 看護記録
- 4 投薬記録
- 5 心電図モニター記録及び12誘導心電図
- 6 心筋核医学検査（心筋ダメージ評価）記録
- 7 レントゲン写真，心エコー写真，CT検査，MRI検査，造影等の諸検査の写真あるいは動画・検査結果票
- 8 血液検査その他各種検査記録
- 9 医師引継書，医師当番表
- 10 病棟日誌
- 11 本件における経皮的冠動脈ステント留置術，大動脈バルーンパンピング法の手術経過を録画したDVD
- 12 冠動脈造影検査及び本件における経皮的冠動脈ステント留置術，大動脈バルーンパンピング法施行時の各記録（看護師，放射線技師，医師の各記録及び検査中の循環動態のモニター記録等）
- 13 事故報告書
- 14 事故調査委員会による調査報告書
- 15 その他上記診療に関して作成された一切の書類及び電磁的記録（更新履歴を含む。）

以 上

修正前のデータが表示されているものである。

(7) 検査結果報告書及び緊急報告書129枚

検査日時、対象の一覧は、ハードコピーによりプリントアウトした検査結果サマリー一覧 [REDACTED] 画面のとおりである。

(8) 心エコー図検査及び心電図26枚

心エコー及び心電図検査の一覧は、ハードコピーによりプリントアウトした画面のとおりである。

(9) CORONARY REPORT 3枚

相手方から申立人らへ任意で交付されたカテーテルの画像に関するものである。

(10) 「注射」の実績サマリ画面（平成22年8月24日から同月31日までのもの）

亡 [REDACTED] の電子カルテ中、「オーダエントリ」タブ中の「注射」のタブを選択し、さらに実績サマリ画面を表示したものである。

(11) 「病理」タブの画面及び細胞診検査報告書2枚

亡 [REDACTED] の電子カルテ中、「オーダエントリ」タブ中の「病理」のタブを選択し、表示された画面である。細胞診検査報告書は、病理検査の結果である。

(12) 全検査画面

亡 [REDACTED] の電子カルテ中、「オーダエントリ」タブ中の「画像」のタブを選択し、さらに全検査画面を表示したものである

(13) 事実経過報告書9枚

専従リスクマネージャー佐藤長典が作成し、病院長等に提出したものである。なお、平成22年9月11日以前の部分についての記載は、作成者がカルテ等の記載に基づいてまとめたものであり、同月12日の部分の記載は、同人が直接見聞したやりとりを記録したものである。

- 2 第5に記載の修正箇所については、誤記を修正したものである。電子カルテで正規の検査結果が確認可能である。
- 3 当院では本件に関して事故調査委員会を立ち上げておらず、事故調査委員会による報告書等は存在しない。

#### 第5 検証の結果


上記提示にかかる文書等の形状及び記載内容は、添付の複写紙のとおりである（分界紙等を除く。）。

ただし、上記第4第1項(1)中の「人工呼吸器指示書及び確認チェックシート」（点検日時8月26日17:00から8月29日9:00までのもの）には、修正液で塗りつぶされた箇所が10箇所あり、各修正の下の文字は次のとおりであった。

- (1) 点検時刻欄の修正箇所について、左から順に「22:30」、「14:00」と読み、左から三番目の修正箇所は判読不能であった。
- (2) 設定条件欄中③F i O<sub>2</sub>の項目の修正箇所について、左から順に「0.45」、「0.6」、「0.5」と読めた。
- (3) 設定条件欄中⑥PEEP/CPAPの項目の修正箇所について、「3」と読めた。
- (4) サイン欄中指示者又は送り側の項目の修正箇所について、左から順に「岩井」、「岩井」、「大坂」と読めた。

また、上記第4第1項(4)中の「CCU記録用紙」（2010年8月27日のもの）には、検査結果欄のNa、K、Cl、Caの各項目が修正テープで修正されており、その下の文字は、Naは「140.2」、Kは「3.64」、Caは「1.07」とそれぞれ読み、Clは判読不能であった。

なお、電子カルテについては、電磁的記録を紙面にプリントアウトする形で検証を行い、同文書をもって検証の結果に代えた。

裁判所書記官 古川厚子 

(別紙)

### 検 証 物 目 録

亡■■■■■(昭和■■■年■■■月■■■日生,平成22年9月12日死亡)の平成22年8月24日から同年9月12日までの診療に関して作成された下記物件

記

- 1 診療録(問診票,処方箋,処置録,診断書控えを含む。)
- 2 医師指示票・医師指示簿
- 3 看護記録
- 4 投薬記録
- 5 心電図モニター記録及び12誘導心電図
- 6 心筋核医学検査(心筋ダメージ評価)記録
- 7 レントゲン写真,心エコー写真,CT検査,MRI検査,造影等の諸検査の写真あるいは動画・検査結果票
- 8 血液検査その他各種検査記録
- 9 医師引継書,医師当番表
- 10 病棟日誌
- 11 本件における経皮的冠動脈ステント留置術,大動脈バルーンパンピング法の手術経過を録画したDVD
- 12 冠動脈造影検査及び本件における経皮的冠動脈ステント留置術,大動脈バルーンパンピング法施行時の各記録(看護師,放射線技師,医師の各記録及び検査中の循環動態のモニター記録等)
- 13 事故報告書
- 14 事故調査委員会による調査報告書
- 15 その他上記診療に関して作成された一切の書類及び電磁的記録(更新履歴を含む。)

以 上